

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 NGUYEN Hoai Son

論文題目 The Regulation of Price-fixing Cartels under
Vietnam's Competition Law: A Comparative
Analysis with the Japanese Anti-Monopoly Act and
the EU Competition Law

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院法学研究科 教授 林 秀弥

名古屋大学大学院法学研究科 教授 鈴木 将文

名古屋大学大学院法学研究科 教授 水島 朋則

論文審査の結果の要旨

別紙 1 - 2

1 本論文の意義について

本報告書では、まず、NGUYEN HOAI SON 氏より提出された、名古屋大学アジアサテライトキャンパス学院博士課程プログラムの課程博士論文（以下、本論文という。）の意義を述べたうえで、本論文の概要と具体的な審査内容・評価の報告を行う。

本論文は、日本と EU の競争法の比較研究を通して、ベトナム競争当局 (VCA) による価格カルテルの審査のあり方を究明しようとするものである。ベトナム競争法は、2005 年 7 月 1 日から施行されて以来、約 12 年が経過したところにある。ベトナム競争法令は、全体で 123 条から成る競争法と、いくつかの政省令から成る。これら政省令のうち主たるものは、競争法の特定条文の詳細に関する 2005 年 9 月 15 日の政令第 116/2005/ND-CP 号（以下「政令第 116 号」という。）、競争法違反事件の処理に関する 2005 年 9 月 30 日の政令第 120/2005/ND-CP 号、ベトナム競争評議会の設立、機能、職務、権限及び組織構成に関する 2006 年 1 月 9 日の政令第 05/2006/ND-CP 号並びにベトナム競争管理局の設立、機能、職務、権限及び組織構成に関する 2006 年 1 月 9 日の政令第 06/2006/ND-CP 号の 4 つである。本論文においては、これら政令の内容も必要に応じて参照しながら、ベトナム競争法の問題点を包括的に検証するとともに、価格カルテル等のいわゆるハードコアカルテル規制の問題点に焦点を当てて改善提案を行っている。すなわち、本論文は、禁止される競争制限的協定については、協定参加者の関連市場におけるシェアが 30% 以上である場合に禁止されるというベトナム競争法の立法では、寡占市場下におけるカルテル規制にとって有効でない結論づけている。

ベトナムでは、行為者の市場占拠率が、不当な取引制限の成立の決め手とされてきた。このため、市場画定は、市場占拠率を導き出す「媒介項」として機能してきた。しかし、価格カルテルや入札談合のような競争制限それ自体を目的とした行為について、市場占拠率を行為の違法性の決め手とするのは、そもそも適切なのだろうか本論文は指摘する。かかる疑問を等閑に付したまま、漫然と行為者の市場占拠率を規制のメルクマールとしてきたことが、かえって、カルテル規制の目的とその規制基準の明確化を阻害してきたのではないだろうか指摘する。結論として、「あからさまな制限 (naked restraints)」と称されるハードコアカルテルについては行為要件に該当する行為の存在が立証されれば、当該行為の市場に与える影響 (対市場効果) について吟味することなく違法と認定する原則違法の手法 (form based approach) を提唱している。このような原則違法として処理される類型としては、いわゆる価格カルテル行為のほか、事業者が共同して生産数量や販売数量を決定する数量制限カルテル、事業者が共同して互いの販売地域を制限する地域分割カルテルなどを挙げている。

なお、ベトナム競争管理局 (Vietnam Competition Administration Department) は、その英語名称をベトナム競争当局 (Vietnam Competition Authority、VCA) と変更しており、以下本審査報告書においては、この英語名称を用いることとする。

以下では、本論文の構成に即して概要を確認し、博士論文審査基準に基づき審査委員会の審査内容・評価を述べる。

2 本論文の構成

本論文は、次のような構成となっている。

第1章では、ベトナムにおけるカルテル規制を概観している。ベトナム競争法では、競争制限的協定の定義を置かず、具体的に以下の8つの類型の協定を挙げ、これらが競争制限的協定であると規定するという特徴（本論文の言うところの「Form based」アプローチ）を指摘している。

- ア 直接的であるか間接的であるかを問わず、物品又は役務の価格を決定する協定
- イ 物品又は役務の供給先又は供給元を分配する協定
- ウ 物品又は役務の生産量、購入量又は販売量を制限又は調整する協定
- エ 技術開発又は投資を制限する協定
- オ 他の事業者との間の物品の販売又は役務の供給に係る契約において、当該契約と直接関係しない事項又は義務を条件としてこれを締結すること
- カ 他の事業者の市場への参入又はその事業拡大を阻止、制限又は妨害する協定
- キ 協定に参加していない事業者を市場から排除する協定
- ク 協定に参加している又は複数が落札者となって物品又は役務の提供を行うことができるようにする協定

上記を規定するベトナム競争法8条は、これら8つの協定が競争制限的協定に「含まれる」とするので、これら8つの協定以外にも競争制限的協定があり得ることになるという問題がある。しかし、そもそも「競争制限的協定」とは何かの定義がないことから、8つ以外の競争制限的協定を解釈により導くことは困難と考えられ、また、第9条において禁止するのはこの8つの協定に限られていることから、現行法の運用の観点から、この8つの協定以外の競争制限的協定を解釈することの意義は乏しいと本論文は指摘している。

さらに、アからクまでの各協定の内容については、政令第116号第14条から第21条までにおいて、更に詳細に規定されている。例えば、アについては、以下のいずれかに該当する協調的行動に係る協定であるとされる（同政令第14条）。

- (ア) 単一の価格の顧客への適用
- (イ) 一定の水準での価格の引上げ又は引下げ
- (ウ) 統一的な価格決定方式の適用
- (エ) 関連物品に係る一定の価格率の維持
- (オ) 価格割引の禁止又は割引の統一的適用
- (カ) 顧客に対する貸付割当て
- (キ) 他の協定参加事業者に通知しないで行う価格引下げの禁止
- (ク) 価格交渉開始の際の価格の統一

禁止される競争制限的協定は(1)アからクまでであり、このうち、(1)アからオまでについては、協定参加者の関連市場におけるシェアが30%以上である場合に禁止される。さらに、(2)アからオまでの協定については、一般消費者の利益となるよう原価低減を目的とし、以下のいずれかを目的とする場合には、一定期間、禁止規定の適用除外を受けることができる旨指摘する。論文では、

協定参加者の関連市場におけるシェアが 30%以上である場合に禁止されるというベトナム競争法の特徴について、次章以下でその問題を指摘する際の議論の材料を提供している。

第 2 章から第 4 章は、本論文の核となる論述である。論文によれば、競争制限を判断するための要因の一つとして、行為者の市場占拠率(シェア)の値が重視されるが、市場占拠率は「関連市場」を元にして算定される。市場占拠率の重視は、行為それ自体からは違法性の徴憑を見出しがたい合併はもちろんのこと、競争制限の目的と効果が行為それ自体から明らかな価格カルテルや入札談合においてさえ、ベトナム競争法およびその実務上、行為の違法性を左右する決め手とされてきたことを本論文は問題視する。一般に、市場を狭く取れば、行為者の市場占拠率が高く出て、問題の行為が競争制限的だと判断される可能性が高まり、逆に、それを広く取れば、行為者の市場占拠率は低く出て、競争制限的だと判断される可能性は低くなる。このように、市場の取り方次第で、事実上、競争制限の有無が決せられるといっても過言ではないのである。このことはとりもなおさず、市場の取り方如何で、問題の行為が競争法に違反するかどうかが決まりうるということの意味する。ことほど左様に、市場の画定範囲が、独禁法違反の判断にとって決定的に重要だと指摘する。市場をいかに画定すべきかという問題、すなわち市場の画定基準のあり方についての検討が、ベトナム競争法学のみならず競争法実務においても、最も重要な課題の一つとされていながら、ベトナム競争当局 (VCA) においてほとんど進んでいないことを筆者は指摘する。このように市場画定基準の検討が重要課題の一つと認識されながら、実際には、かかる検討がベトナム競争法の学界・実務において十分になされてきたとはいいがたいという事情の背景として、VCA の規制実務において、市場画定の理論的意義と役割についての認識が曖昧なままであったことが理由にあるのではないかと筆者は指摘する。

というのも、筆者によれば、市場画定が競争制限効果の認定にとって重要ではなく、また諸外国の法運用からみても、およそ市場画定が必要とされないような行為類型を中心に、市場シェアの閾値が規定されているという状況がある。第 1 章で概観したように、競争制限的協定価格カルテルや入札談合のような、競争制限それ自体を目的とし、またその効果も競争制限のみに向けられた行為なのである。これらの行為は、米国や EU では、「あからさまな制限(naked restraints)」と称され、いわゆる「当然違法(per se illegal)」あるいはそれに近い類型として、行為要件に該当する行為の存在が立証されれば、当該行為の市場に与える影響(対市場効果)や当該行為の正当化事由の有無について原則として吟味することなく違法と認定されると本論文では詳論されている。そして、「当然違法」として処理される類型としては、右に挙げた行為のほかに、事業者が共同して生産数量や販売数量を決定する数量制限カルテル、事業者が共同して互いの販売地域を制限する地域分割カルテルなどが挙げられる。本論文は、日本法についても詳細な分析を行い、わが国でも、「当然違法」の原則が妥当されるこれらの行為類型については、いわゆる原則的に違法として、競争の実質的制限が強く推認され、事実上「当然違法」に近い扱いがなされていることを紹介する。日本でもベトナム同様、市場画定が要件とされていることもあって、実際の規制の上では、行為者があからさまな制限を課した製品分野と地理的範囲で市場を画定し、そこでの行為者の市場占拠率が高度であることを重視して、行為の独禁法違反が認定される傾向にあったこと

を本論文では指摘する。あからさまな制限の場合には、行為者が制限を課した製品分野と地理的分野を範囲として、容易に市場が画定されるため、またそのような範囲では行為者の市場占拠率は高度なのが通常であるため、そこでの市場占拠率を中心にして、容易に、行為の競争制限効果を認定することができるという利点を紹介している。各章の詳細な検討を踏まえた結論として、ベトナム競争法において、価格カルテルや入札談合のような競争制限それ自体を目的とした行為について、市場占拠率を行為の違法性の決め手とするのは、そもそも適切なのだろうかという問題点を指摘する。かかる疑問を等閑に付したまま、漫然と行為者の市場占拠率を規制のメルクマールとしてきたことが、かえって、競争法の目的とハードコアカルテルの違法性基準の明確化を阻害してきたのではないだろうかという問題提起する。

なお、第5章から結論にかけて、本論文は、日本において、価格カルテルのような「あからさまな制限」の場合にも、「一定の取引分野」を法的要件にするという、諸外国の例からみて特異ともいえる規制手法が採用されていることを指摘している。日本がそのような規制手法を採用した理由につき、筆者は、価格カルテルに関わる取引対象・地域だけを市場にとることにより、事実上当然違法に近い処理を行うことのできる手法が発展したと捉えている。このような手法に対しては、市場画定の操作を通じて、競争制限効果の認定を無内容にするものであるとの批判が予想される場所であるが、筆者によれば、欧米であっても、あからさまな制限が問題となるような行為類型では、市場画定を待たずに競争制限効果を認定できるという経験則を採用しているのであり、そのような批判は必ずしも妥当しないとする。筆者によれば、日本の規制についてむしろ問題であるのは、このような手法を採ってもなお、行為の違法性の認定に高度の市場占拠率が実務上要求されているために、欧米では行う必要のない立証活動が要求されている点である。したがって、価格カルテルのような「あからさまな制限」については、端的に原則違法として処理すべきではないかと筆者は主張する。

3 本審査委員会の評価と結論

名古屋大学アジアサテライトキャンパス学院博士課程プログラム博士論文審査基準では、国際法政コースにおける博士課程後期課程における「博士（比較法学）」の課程博士論文における判定基準によりつつ、まず、問題の把握、過去の研究動向や制度改革の動向把握、過去の問題処理の弱点に関する批判的考察、論文執筆者の分析の視点、分析や検討の結果として関連する論文執筆者の提言能力等について審査し、次に、同プログラムにおいて、理論的研究とともに、アジア諸国の国家中枢人材養成プログラムの趣旨として、それぞれの国で指導的立場を目指す中堅までの政府官僚、専門家養成という実践的観点からの検討や制度提案の側面をも加味して審査をすることが必要となる。

以下、この基準に則って、評価をする。

前述のとおり、本論文の対象、問題設定とアプローチ方法などの点からすれば、まず、アジア法整備支援にかかわる実務的・理論的課題の発見・解決に貢献していること、主として比較法学的手法によること、母語及び英語等の言語を用いた研究動向の分析や議論の展開については、前

述のとおり、基準を充たしているものと判断できる。

次に、問題の把握、過去の研究動向や制度改革動向の把握能力等については、価格カルテルをはじめとするハードコアカルテルの違法性判断基準の探求は、独禁法上極めて重要な課題であるが、ベトナムにおけるその基準は不明確なままであり、その原因の一つは、違法性判断基準と市場画定及び市場シェア算定の目的と基準とが十分に連動する形で論じられてこなかったことにあり、したがって、ベトナム法に比べ、当該基準に関し群を抜いて豊富な議論の蓄積があり、しかも、関連市場の画定基準が産出量の削減により競争水準を超えて価格を引き上げる力を意味する市場支配力の形成・維持・強化を識別するためにある、という目的との連動を意識しながら発展してきたEU法及び日本法上における関連市場の画定基準の生成と展開について詳細かつ適切な検討を加え、ベトナム競争法の課題を的確に提示したのが本論文である。その成果は、ベトナム競争法学界の研究水準を前進させるだけでなく、同国実務への寄与においても大きいものがあると評価される。

しかし、本論文には課題もある。それは、なぜあからさまな制限とそうでない非ハードコアカルテルや垂直的制限とで、行為の違法性判断基準が異なるのかが、理論的に十分説明されていない点である。本論文は、非ハードコアカルテルとあからさまな制限（ハードコアカルテル）との比較において、市場画定基準及びハードコアカルテルの違法性基準の相違が十分に説明されていない。しかし、私的独占やあからさまな制限とは異なる類の共同行為（いわゆる非ハードコアカルテル）を含めて考察することは、本論文の力点の一つにある「包括的な」(comprehensive) 競争法の検討にとって不可欠ではなからうか。しかし、本論文の下では、私的独占と価格カルテルとが同一視されたり、非ハードコアカルテルの位置づけが十分になされていないように見受けられる。このように、本論文の分析は、行為類型に応じた市場画定及び違法性基準の相違の理論的説明としていささか不十分であり、垂直的制限・非ハードコアカルテルやあからさまな制限以外の行為類型も含めて、市場支配力分析の見地から、市場画定基準・違法性基準の相違を検討する必要があると思われる。

また、日本の産業政策について言及があるが、その評価につき明確な態度表明がなされていない点、実体法と手続法との関係について、ある実体法を実効的に実施するためにはどのような手続（例えばリニエンシーの導入）が適切かは、実体法の内容と切り離すことができないにもかかわらず、そのことを踏まえた論述がなされていない点、課徴金減免制度（リニエンシー）について、米国の制度を比較法の考察対象として取り入れていない点、研究がアプリアリな分析の一部とどまっている点等、いくつかの欠落も認められる。

このような理論的側面・制度提案における課題はあるものの、これらの点の課題は、今後の課題として位置づけることや、口述試験において今後の具体的な構想を確認できたこと、本論文における具体的な制度提案それ自体はベトナム競争法において有効性があるものと推認されることなどから、本論文の意義を損なうものではないと判断される。

以上の点から、本審査委員会は、NGUYEN HOAI SON 氏の論文は、上記国際法政コース博士課程後期課程における「博士（比較法学）」の課程博士論文における博士論文審査基準を充たすものと認

められ、博士（比較法学）の学位を付与するに値すると評価し、付与を可とすることとした。

以上